

|             |     |    |    |           |
|-------------|-----|----|----|-----------|
| 鉄骨工事<br>Q&A | その他 | 資格 | 制定 | 2014年6月1日 |
|             |     |    | 改訂 | 2019年4月1日 |

Q. 鉄骨工事の特記仕様書で指定されている「施工管理技術者」とは何か？

A.

設計図書の特記仕様書で、鉄骨工事における「施工管理技術者の適用」について記述されていることがあります。この「施工管理技術者」については、公共建築工事標準仕様書で、下記のように定められています。

施工管理技術者

- (a) 鉄骨造建築物の設計、施工等にかかわる指導および品質管理を行う能力のある者とする。
- (b) 当該工事の鉄骨製作に携わるとともに、品質の向上に努めるものとする。

特記仕様書に「施工管理技術者を適用する」旨の特記がある場合には、工事に先立ち、鉄骨製作を行う工場に、工事監理者が「施工管理技術者」に規定する能力があると認める者が常駐することを確認する必要があるので、次の事項を鉄骨製作要領書に記載してもらい、施工者から工事監理者に提出し、承認を得る必要があります。

施工計画書に記載が必要となる「施工管理技術者」に関わる事項

- (1) 工事实績
- (2) 鉄骨製作工場での立場(役職等)
- (3) 資格証明
- (4) ほかの有資格
- (5) その他

この場合の(3)または(4)に該当する資格の例として以下の資格があげられます。

- ・鉄骨製作管理技術者 ((一社)鉄骨技術者教育センター)
- ・鉄骨工事管理責任者 ((一社)日本鋼構造協会・建築鉄骨品質管理機構)

出典: 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)  
建築工事監理指針(平成28年版)